

## 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等に係る指名停止等の措置及び 指名停止審査会に関する要領

(趣旨)

**第1条** 沖縄県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等（以下「県発注物品調達等」という。）に関し、県の競争入札参加資格者名簿（物品関係）に登録されている者（以下「有資格業者」という。）に対して行う指名停止等の措置については、この要領に定めるところによるものとする。

(措置の決定)

**第2条** 有資格業者に対し、この要領に定めるところにより何らかの措置を行う必要がある場合の措置の決定は、会計管理者がこれを行う。

2 会計管理者は、前項の措置の決定に際し、あらかじめ次条に規定する指名停止審査会に諮るものとする。

(指名停止審査会の設置)

**第3条** 会計管理者が、有資格業者に対して行う指名停止等を審議するため、指名停止審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(審査会の組織)

**第4条** 審査会は、会長及び審査員で構成する。ただし、審査会が必要と認めるときは、審査員以外の職員を参加させることができる。

2 会長は、会計管理者をもって充てる。

3 審査会の審査員は、会計管理者、会計課長、物品管理課長、会計課総務決算班長、物品管理課車両班長をもって充てる。

(会長の権限)

**第5条** 会長は、審査会を総括する。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する審査員がその職務を代理する。

(審査会の審議)

**第6条** 審査会は、会長が招集し、会長がその審議の議長となる。

2 審査会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ審議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席審査員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 審査会に付すべき事案であって、会長が審査会を開催する暇がないと認めるときは、書面により審査員に回議することをもって前項の審議に代えることができる。

(指名停止)

**第7条** 会計管理者は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、当該有資格業者に対して、情状に応じ同表の期間欄に定めるところにより期間を指定し、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

**第8条** 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1ヶ月に満たないときは1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1ヶ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）にそれぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間満了後3ヶ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 会計管理者は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事情があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 会計管理者は、有資格業者について極めて悪質な事情があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規程による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、別表各号及び第1項の規定による長期の2倍まで延長することができる。

5 会計管理者は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事情又は極めて悪質な事情が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 会計管理者は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

**第9条** 会計管理者は、第7条の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。また、別表第2の10号の措置要件に該当することとなった場合には、指名停止の期間を更に加重するものとする。

(1) 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2の4号、7号及び10号に該当したとき。

- (2) 別表第2の4号から9号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 別表第2の4号から6号又は10号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2の4号から6号まで又は10号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- (5) 本県の職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2の7号から10号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき。

（指名停止の通知）

**第10条** 会計管理者は、第7条の規定により指名停止を行い、第8条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し書面又は口頭で遅滞なく通知するものとする。

2 会計管理者が、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の理由が県発注物品調達等に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

（指名の取消）

**第11条** 契約担当者は、前条第1項の通知を受けたときにその有資格業者を現に指名しているときは、当該物品調達の入札執行の前までに指名を取り消すものとする。

（随意契約の相手方の制限）

**第12条** 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ会計管理者の承認を受けたときはこの限りではない。

（指名停止に至らない場合の措置）

**第13条** 該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（不正行為等の報告）

**第14条** 課長又は出先機関の長は、その所管する県発注物品調達等に関し、別表各号に掲げる措置要件に該当する事案が生じたときは、遅滞なく書面又は口頭により、主管課長を経て、会計管理者に報告しなければならない。

(関係機関に対する通報)

**第15条** 会計管理者は、第7条の規定により指名停止を行い、第8条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、関係機関に通報するものとする。

(秘密の保持)

**第16条** 関係職員は、この要領に基づく有資格業者の措置決定の過程において知り得た職務上の秘密を保持しなければならない。

(審査会の庶務)

**第17条** 審査会の庶務は、物品管理課で処理する。

## 附 則

この要領は、平成22年12月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成26年12月19日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和2年12月24日から施行する。

別表第1（第7条、第8条関係）

○ 県内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 県発注物品調達等に係る競争入札参加資格申請書その他関係資料に虚偽の記載をし、物品調達等の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(過失による粗雑な契約履行)</p> <p>2 県発注契約の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>3 県内における物品発注契約の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p> <p>(契約違反等)</p> <p>4 第3号に掲げる場合のほか、県発注物品調達等の契約の履行に当たり、契約に違反し、物品調達等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から1ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から1ヶ月以上3ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から2週間以上4ヶ月以内</p>

別表第2（第7条、第8条関係）

○ 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 有資格者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が県の職員（県設立に係る公社等を含む。以下同じ。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>ロ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時物品の製造、修理又は購入の契約を締結する事業所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>3ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>2 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>3 有資格業者である個人、有資格業者の役員が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上3ヶ月以内</p>

(独占禁止法違反行為)

- |  |                          |
|--|--------------------------|
| 4 県発注物品調達等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、物品調達等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。                           | 当該認定をした日から<br>3ヶ月以上9ヶ月以内 |
| 5 県内において、他の公共機関の職員が締結した物品調達等の契約に係る業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、物品調達等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から<br>2ヶ月以上9ヶ月以内 |
| 6 県外において、他の公共機関の職員が締結した物品調達等の契約に係る業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、物品調達等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から<br>1ヶ月以上9ヶ月以内 |

(競争入札妨害又は談合)

- |  |                   |
|--|-------------------|
| 7 県発注物品調達等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人で競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。                           | 逮捕又は公訴を知った<br>日から |
| イ 代表役員等  | 4ヶ月以上12ヶ月以内       |
| ロ 一般役員等及び使用人   | 3ヶ月以上12ヶ月以内       |
| 8 県内において、他の公共機関の職員が締結した物品調達等の契約に係る業務に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | 逮捕又は公訴を知った<br>日から |
| イ 代表役員等  | 3ヶ月以上12ヶ月以内       |
| ロ 一般役員等及び使用人   | 2ヶ月以上12ヶ月以内       |
| 9 県外において、他の公共機関の職員が締結した物品調達等の契約に係る業務に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | 逮捕又は公訴を知った<br>日から |

<p>イ 代表役員等 ロ 一般役員等及び使用人</p>	<p>3ヶ月以上12ヶ月以内 1ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>(重大な独占禁止法違反行為等)</p>	
<p>10 県発注物品調達等に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき（当該物品調達に地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。）</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6ヶ月以上36ヶ月以内</p>
<p>イ 独占禁止法第3条又は同法第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。</p>	
<p>ロ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県発注物品調達等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>(暴力団又は暴力団関係者)</p>	
<p>12 有資格業者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者であると認められる場合（代表役員等及び一般役員等以外の者で、経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団関係者であると認められる場合を含む。）</p>	<p>当該認定をした日から1年を経過しかつ改善されたと認められるまで</p>
<p>13 有資格業者又は有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。</p>	<p>当該認定をした日から6ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>14 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与し</p>	<p>当該認定をした日から6ヶ月以上12ヶ月以内</p>

<p>ているとき。</p>	
<p>15 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>16 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有し、社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>17 有資格業者又は有資格業者の役員等が、県発注物品調達等に関し、暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受けあるいは不当介入による被害を受けたにもかかわらず物品管理課に報告せず、又は所轄の警察署に届け出なかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>(その他)</p>	
<p>18 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定により罰金刑を宣告され、県発注物品調達等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内</p>